

学協会の機能強化方策検討等分科会 が行ったアンケート調査の報告

分科会委員長 石原 宏

「新公益法人法」に対する分科会の取り組み

平成20年12月：

「新公益法人法」施行に対応し、日本学術会議協力学術研究団体を対象に、「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査」を実施。

平成21年5月30日：

公開シンポジウム「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」を開催し、上記調査の報告を行うと共に、先行学協会の法人認定の状況報告、内閣府公益認定等委員会や法務省との質疑応答を通して、新公益法人法に対応する上での理解を深めた。

今回のアンケート調査

(学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題)

平成24年9月28日に電子メールを発送

目的:

新法人への移行受付が開始されてから3年半を経過したことに鑑み、各学協会における新法人への移行状況を調査し、併せて新法人への移行により生じた問題点などを明らかにする。

対象:

日本学術会議の協力学術研究団体(1936団体)と電子メールアドレスの分かる上記以外の学術団体(61団体)

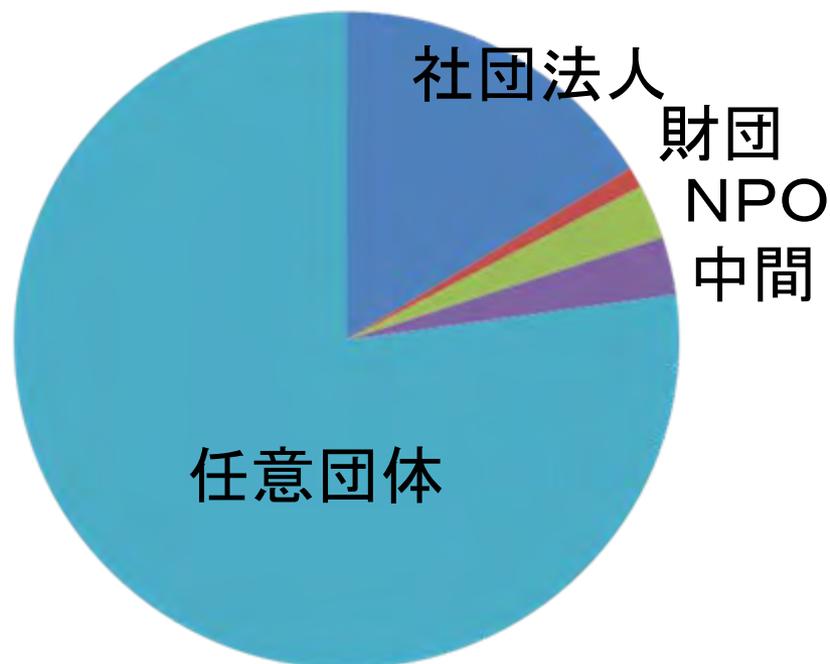
回答:

1091団体(回収率54.6%)

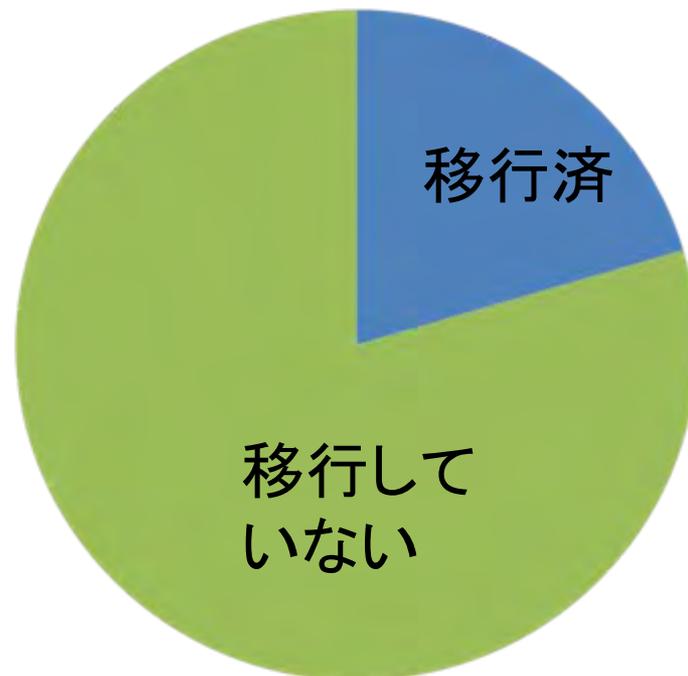
アンケート結果の分析

Q1: 回答団体の概要について

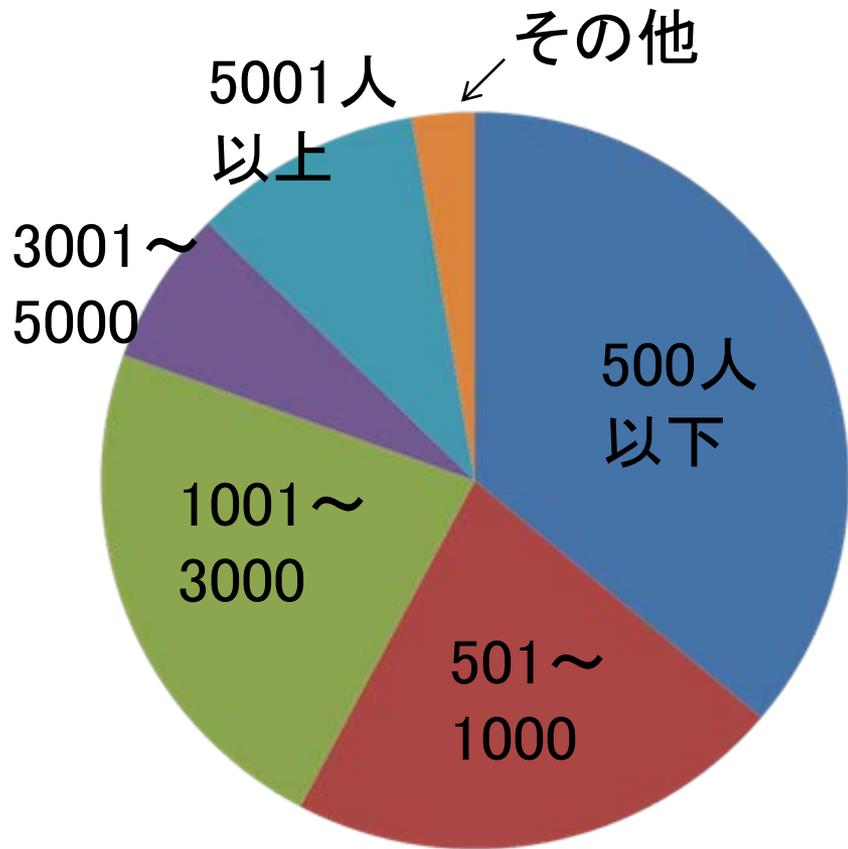
(1) 移行前の組織形態



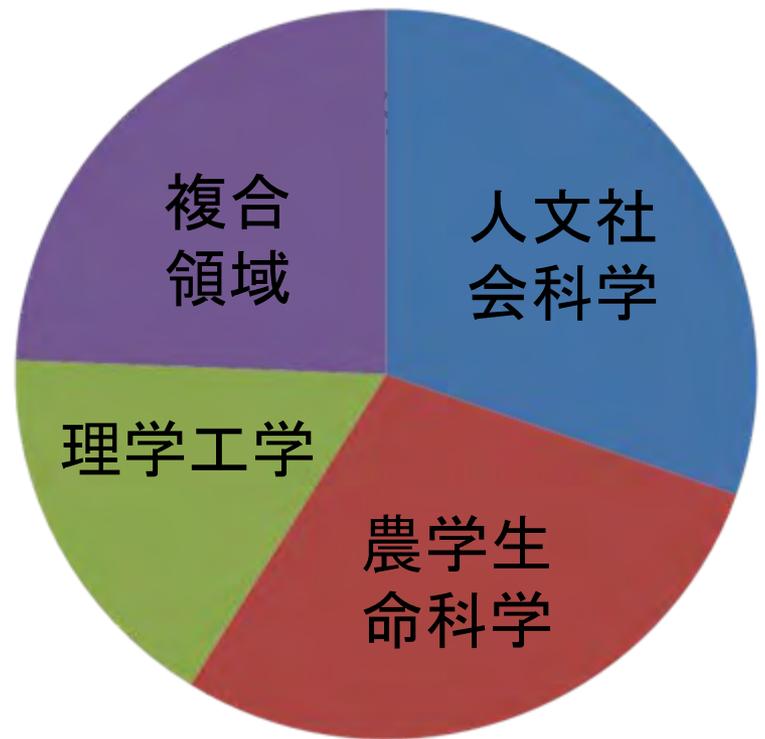
(2) 新公益法人制度への移行状況



(3) 個人会員数



(4) 活動分野

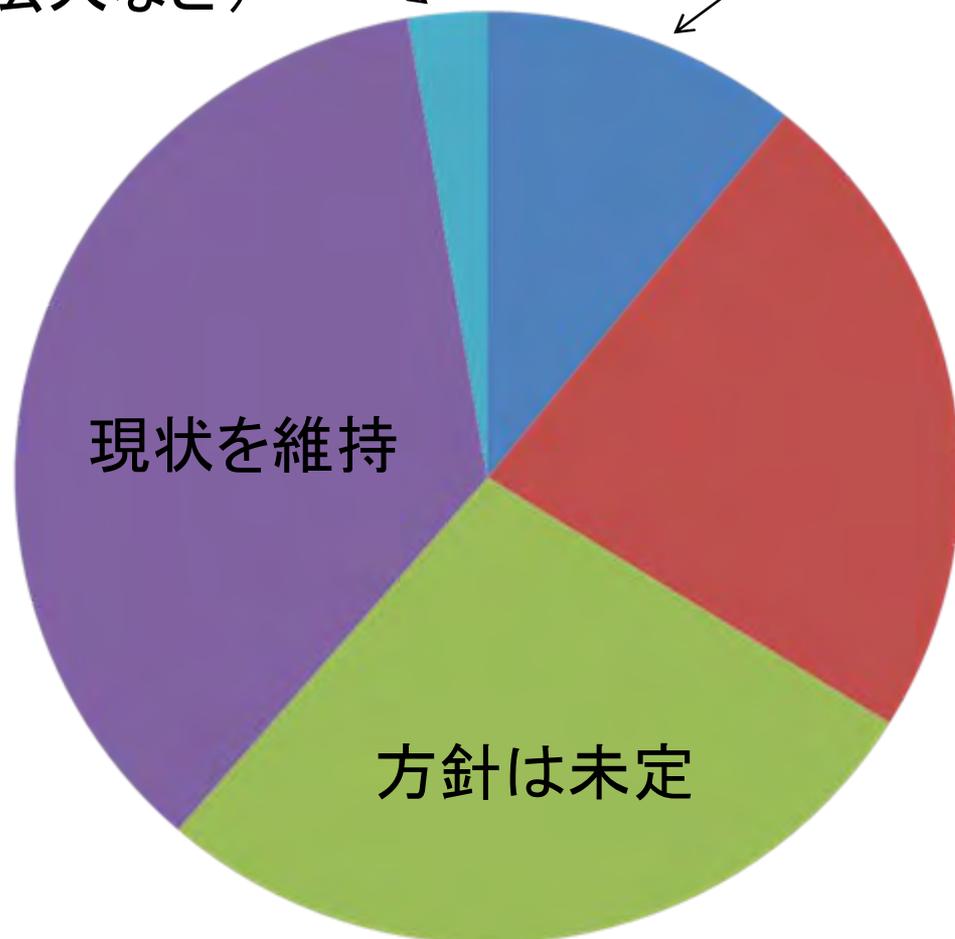


Q2:新公益法人制度への対応状況

その他(NPO
法人など)

公益法人

登記済 77
認定済 20
申請中 17
申請予定 10



一般法人

登記済 155
認定済 33
申請中 15
申請予定 60

● 公益法人を選択した理由

- 1) 活動内容が公益目的にかなっている。
- 2) 社会的な信用度が高まる。
- 3) 税制の優遇。
- 4) 法人のセルフガバナンスを高めることができる。

：

科研費助成事業の交付を受けるのに有利と考える。

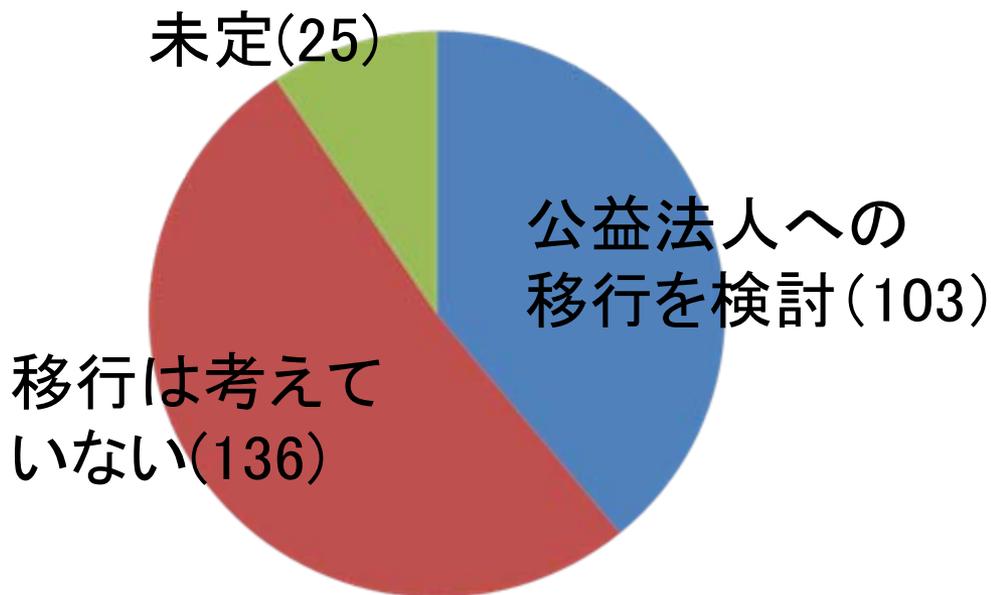
● 移行後の問題点

経理処理の煩雑化。日常業務の増加。

● 一般法人を選じた理由

- 1) 公益法人は制約が大きい割にメリットが少ないと判断。
- 2) 公益法人を選択するには事務局体制が不十分。
- 3) 社会的な信用度が高まる。
- 4) 制度が流動的なので、とりあえず一般法人を選択。
- 5) 現時点で法人格を持たないので、先ずは一般法人として登記。

● 将来の方針



● 移行後の予期せぬ問題点（一般法人）

- 1) 総会・理事会等の規定の厳格化。
- 2) 公益目的事業支出計画の実施とその報告に関して、毎年行政書士への多額の支出が発生し、財政を圧迫。
- 3) 法人法やその運営方針に関して、かなりの専門知識が必要となり、専門家の助言を得るために費用が発生。



公益法人に比べて経理処理、事務処理が簡単であると思って一般法人を選択したが、内閣府への対応が予想以上に大変であったことをうかがわせる。

方針は未定(315団体)、現状を維持(411団体)と回答した理由

- 1) 公益法人・一般法人に移行するには事務局体制が不十分。
- 2) 新制度に移行するメリットがない(分からない)。
- 3) 判断の基礎となる情報が不足。
- 4) 他学会の対応状況を見てから決める。

・
・

会長、役員の改選ごとに事務局が会長の所属機関に移動するので、登記が必要な法人への移行は困難。

現在は任意団体であり、新制度への申請には期限の制限がないため、当分は現状維持。

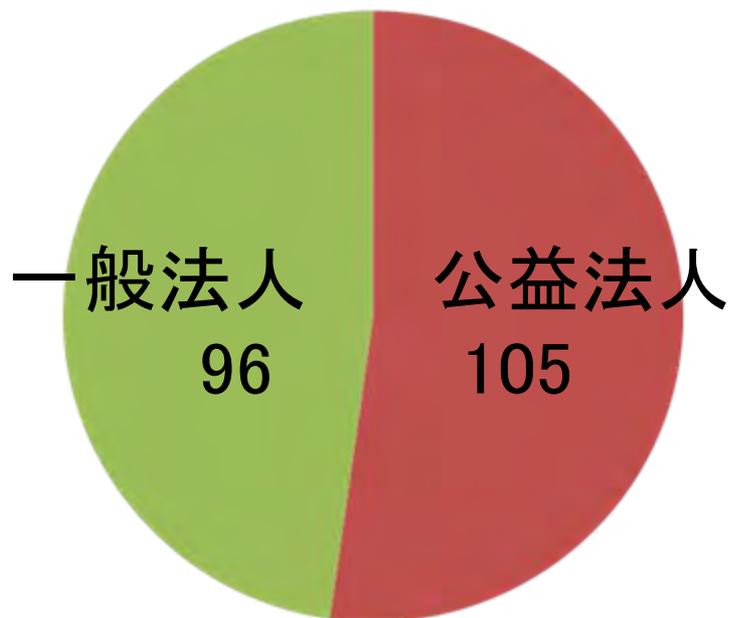
方針は未定、現状を維持と回答した団体は、主に現在任意団体となっている小規模学会と思われる。

しかし、「預貯金の口座開設など、法人格を有していないことで学会運営が難しくなる部分もあり困っている」とのコメントもあった。

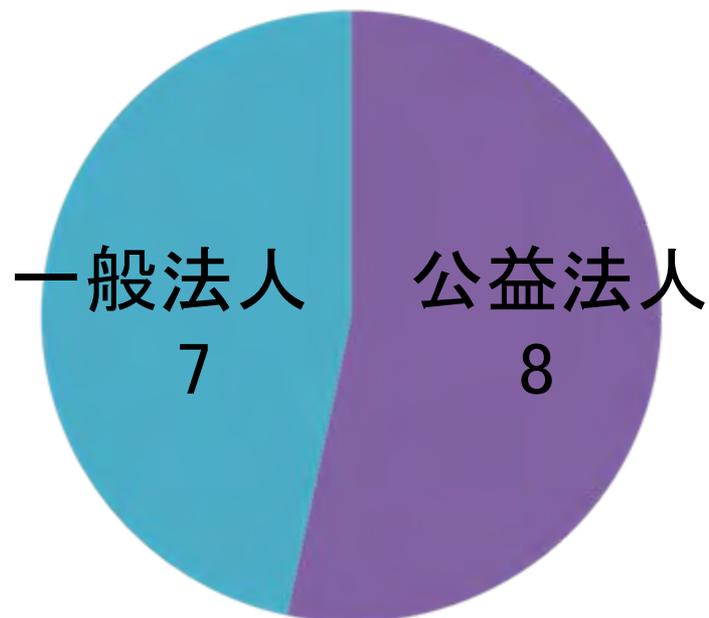
新制度への対応方針が未定の学会、現状維持の学会の中に、中規模、大規模学会があると、早急の対応が望まれるので、アンケート内容を学会の形態別、規模別にさらに詳しく分析した。

社団法人、財団法人の移行先

社団法人



財団法人



数値は申請予定を含む。

方針未定、現状維持と回答した団体の組織形態

移行前の組織形態	方針未定	現状維持
社団法人	0	0
財団法人	0	0
NPO法人	6	17
中間法人	1	1
任意団体	305	388

方針未定、現状維持と回答した団体の会員規模

個人会員数	方針未定	現状維持
500人以下	153	197
501人～1000人	89	106
1001人～3000人	59	81
3001人～5000人	4	9
5001人以上	6	12

まとめ

- 1) 制度開始前に法人格を持っていた団体は、すでに方針を決めている。(半数強が公益法人を選択し、半数弱が一般法人を選択)
- 2) 任意団体の場合、公益法人への移行(予定)8、一般法人への移行(予定)126に対し、方針未定305、現状維持388と対応が遅れている。
- 3) 個人会員数3001人(1001人)以上の団体では、方針未定10(69)、現状維持21(102)となっている。新公益法人法の対象外であるNPO法人(方針未定6、現状維持17)も部分的には含まれているが、会員数の多い任意団体で、対応が遅れている団体があるものと推定される。